

総合科学技術・イノベーション会議第108回生命倫理専門調査会及び
第7回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る
タスク・フォースの合同開催
議事概要（案）

日 時：平成30年5月14日（月）15：29～17：00

場 所：中央合同庁舎4号館11階 共用第1特別会議室

出席者：（生命倫理調査会専門委員）

青野由利、阿久津英憲、五十嵐隆、今村定臣、小川毅彦、甲斐克則、
神里彩子、久慈直昭、小出泰士、福井次矢、藤田みさお、
水野紀子、森崎裕子、米村滋人

（タスク・フォース構成員）

伊藤たてお、町野朔、松原洋一

（関係省庁）

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室安
全対策官 杉江達也

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 平子哲夫

厚生労働省大臣官房生化学課研究企画官 廣瀬誠

事務局： 山脇良雄 統括官、生川浩史 審議官、加藤祐一 参事官

議 事：1. 開 会

2. 議 題

(1) 生命倫理専門調査会 会長代理の指名について

(2) 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタ
スク・フォースの運営規則の改正と座長の指名について

(3) 第107回「生命倫理専門調査会」議事概要（案）について

(4) 第6回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係
るタスク・フォース議事概要（案）について

(5) これまでの検討結果について

(6) 今後の検討課題について

(7) その他

3. 閉 会

(配布資料)

- 資料1 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース運営規則
- 資料2-1 第107回「生命倫理専門調査会」議事概要（案）
- 資料2-2 第6回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース議事概要（案）
- 資料3 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の見直し等に係る報告（第一次）
- 資料4 今後の検討における主な論点（案）
- 資料5 今後の生命倫理専門調査会及びタスク・フォースの日程（案）
- 資料6 日本産婦人科学会からの回答
- 参考資料1 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の見直し等に係るタスク・フォース運営規則（修正履歴付）

議事概要：

(加藤参事官) 開始予定の15時半より少し早いようでございますけれども、米村専門委員からは、遅れていらっしゃるという御連絡を頂いておりますので、委員等の皆様には御出席いただいておりますので、会議を始めさせていただきます。

最初に、事務局の方から総合科学技術・イノベーション会議（以下、「CSTI」という。）第108回生命倫理専門調査会及び第7回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース（以下、「TF」という。）の合同会議を開催させていただくことを御案内させていただきます。

専門委員及び構成員の皆様には御多忙の折にもかかわらず御参集いただきまして、ありがとうございます。

前回3月9日の生命倫理専門調査会の会長を務められました原山優子専門委員におかれましては、5月13日付をもちまして、CSTI専門委員を御退任されております。本日新しい生命倫理専門調査会とTFの委員名簿を机上に配布させていただいております。本日5月14日付で福井 次矢 聖路加国際大学学長、国際病院院長に生命倫理専門調査会の専門委員に任命されると共に、CSTI運営規則第9条に基づきまして、生命倫理専門調査会会長に指名されていることを事務局から報告させていただきます。

また、本日5月14日付で、五十嵐隆国立成育医療研究センター理事長が、同じく生命倫理専門調査会の専門委員に任命されております。五十嵐専門委員におかれましては、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るTF構成員にも委嘱されていることを併せて御報告させていただきます。

福井会長より御挨拶を頂ければと存じます。よろしく申し上げます。

(福井会長) 私は昨年7月からTFの座長を務めさせていただきました。このたびは生命倫理専門調査会の会長ということになりまして、大変議論が難しく私自身うまく会議運営できないのではないかと少々心配はしておりますけれども、委員の皆さんの御意見をまとめられるよう努力したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

(加藤参事官) ありがとうございます。

引き続き事務局より御案内させていただきます。本日は、生命倫理専門調査会とTFの合同開催となっておりますが、これ以降の議事進行は福井会長にお願いしたいと存じます。

(福井会長) それでは、生命倫理専門調査会の専門委員の出席状況についての報告を事務局からお願いします。

(加藤参事官) 出席状況を報告させていただきます。

生命倫理専門調査会の専門委員の出席状況としまして、お手元の名簿と本日の座席表を配布させていただいておりますので、御参考までに御覧ください。

本日は上山議員、松尾議員、小幡専門委員、加藤専門委員から御欠席の御連絡を頂いております。米村専門委員からも本日遅れて出席されるとの御連絡を頂いております。

本日の会議には、調査会の18名中13名の御出席を頂いております、専門委員の過半数を超えていることを御報告いたします。

(福井会長) 続きまして、TFの構成員の出席状況につきまして事務局から報告をお願いします。

(加藤参事官) TFの出席状況について報告させていただきます。

TFの名簿を御覧ください。石原構成員、山口構成員、金田臨時構成員から御欠席との御連絡を頂いております。また、先ほど申し上げましたが、米村委員より遅れていらっしゃるとの御連絡を頂いております。

本日の会議には13名中9名が御出席いただいております、構成員の過半数を超えて出席を頂いていることを報告します。

出席状況は以上でございます。

関係省庁からの出席者を紹介させていただきたいと存じます。

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室の杉江安全対策官に出席いただいております。

厚生労働省子ども家庭局母子保健課の平子課長から出席いただいております。

また、同省大臣官房厚生科学課の廣瀬研究企画官に出席いただいております。

主卓の御紹介は以上でございますが、関係する省庁（課室）から御出席いただいております。

出席状況の確認は以上でございます。

（福井会長）引き続き事務局から本日の配布資料の説明をお願いします。

（加藤参事官）先ほど申し上げました委員名簿のほか、8種類の資料を配布させていただきます。資料1、資料2は2種類あり、資料6まで、あと参考資料1、以上の8種類を机上に配布させていただきます。

過不足、落丁等がございましたら事務局までお知らせください。

また、お手元にあるパイプ式ファイルですが、利用頻度の高い資料をまとめたものとなっております。内容は構成員等名簿、運営規則、主な報告書、関係法令、各省庁の指針等の資料をまとめたものでございます。必要に応じて御覧いただければ幸いです。

なお、当該資料におきましては次回以降も使用させていただきますので、議事終了後は机上に残したままお帰りください。

続きまして、本会議室のマイクの使用法について説明させていただきます。発言される際には、お手元のマイクの釦を押しマイクをONにして御発言ください。なお、発言終了後はマイクの釦を押しマイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。

傍聴及び取材の皆様にお伝えします。円滑な議事の進行のために、これ以降の写真撮影等はお控えいただきますようお願いいたします。御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

（福井会長）それでは、御手元の議事次第に従って進行していきたいと思っております。

議題1、「生命倫理専門調査会会長代理の指名について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

（加藤参事官）会長代理の指名につきましてはパイプ式ファイルにも綴じてあ

りますが、生命倫理専門調査会運営規則第7条第3項に基づき、福井会長から会長代理を御指名いただきます。

事務局からは以上です。

(福井会長) 五十嵐専門委員にお願いしたいと思います。五十嵐専門委員は、日本学術会議の医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会の委員長としてゲノム編集技術のヒト胚を含めた応用に係る検討の取りまとめをされました。それ以外にもたくさんのこの分野のお仕事をされておりますので、五十嵐専門委員に是非お願いしたいと思います。お引き受けいただけますでしょうか。

(五十嵐会長代理) はい、福井会長の御指名ですので、謹んでお引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(福井会長) ありがとうございます。それでは、五十嵐専門委員どうぞよろしくお願ひします。

それでは、議題2、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るTFの運営規則の改正と座長の指名についてです。

事務局から説明をお願いします。

(加藤参事官) 議題2の関係としまして、資料1と参考資料1を御覧ください。

まず、運営規則の改正について説明させていただきます。資料1、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るTF運営規則及び参考資料1のその修正履歴が付いたものを御覧ください。第4条のTFの構成員につきましては、本年3月からCSTI本会議の常勤議員が1名になったことなどを踏まえまして、CSTI会議の議員を構成員とする要件を今回削除することを提案するものでございます。

次に6条を御覧ください。6条につきましては参考資料1の方に新旧対照入っておりますが、これまで座長を構成員の互選により選任しているという規定でございましたが、会長が専門委員のうちから指名することという形に修正をさせていただいております。この件につきましては、3月に生命倫理専門調査会の規則も改正させていただいたことを申し添えさせていただきます。

その他の修正につきましては内容の変更を伴わない記載整備となっております。運営規則の改正については以上でございます。

運営規則は第1条の最後にございますとおり、生命倫理専門調査会運営規則の会長が定めるという形になっておりますので、これを御了承いただければと存じます。

TFの座長の件でございますけれども、福井構成員がTFを御退任されたため、ただいま改正を御案内したTF運営規則第6条1項に従いまして、福井会長からTFの座長の御指名をお願いしたいと存じます。

(福井会長) 先ほど生命倫理専門調査会の会長代理に指名させていただいた五十嵐専門委員に、TFの座長をお願いしたいと思います。よろしく願います。

(五十嵐専門会長代理) ありがとうございます。これも大変重要な役割で私には荷は重いのですが、福井会長の御指名ですので、お引き受けさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(福井会長) ありがとうございます。

それでは、議事次第3「第107回生命倫理専門調査会議事概要について」に移ります。資料2-1、綴じてある資料ですが、御覧ください。3月9日の会議のものであります。

生命倫理専門調査会の各専門委員の御発言の部分については事前に事務局から送付して御確認していただいております。このままお認めいただくということでもよろしいでしょうか。

はい。それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

本議事録は、生命倫理専門調査会運営規則第8条に基づいて、公開させていただきますこととなります。

続きまして、議事次第議題4、「第6回「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るTF議事概要(案)について」に移りたいと思いません。資料2-2を御覧ください。

TFの各構成員の皆様の御発言の部分については事務局から事前に送付して確認しておりますが如何でしょうか。何かその後変更する必要のある箇所がありますでしょうか。

もしないようでしたら、このままで承認とさせていただきたいと思いま

す。

ありがとうございます。

本議事録につきましては、TF運営規則第8条に基づいて公開させていただくこととなります。

米村専門委員、どうぞ。

(米村専門委員) 今の議事録の14頁なのですが、真ん中あたりに「福井座長：よろしいですか、石原構成員」となっているのですが、この「よろしいですか」は石原構成員の御発言ではないでしょうか。

(福井会長) 第6回TF議事概要案の14頁の真ん中の「よろしいですか」は、米村専門委員が御発言されたことがこれで良いかどうかという確認で、その次の発言を石原構成員にどうぞお願いします、と私が言いました。

(米村専門委員) 分かりました。申し訳ありません。承知いたしました。

(福井会長) はい、どうもすみません。明確にするために「よろしいですか」の後に行を続けてもらって、「石原構成員、どうぞ。」という言葉を入れてもらえば明確になると思います。

それでは、議事5に移りたいと思います。「これまでの検討結果について」でございます。

事務局より説明をお願いします。

(加藤参事官) 資料3を御覧いただけますでしょうか。本日冊子として配らせていただいております。「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告（第一次）ということで、平成30年3月29日、CSTIという表紙になっているものです。これを資料3として配布させていただいております。

表紙にあるとおり、3月29日付でCSTIの報告書としてまとまっております。

表紙をめくった頁に同じく3月29日付で議長から関係大臣宛てに報告されております。

次の頁以降は第一次報告の本体でございます。本体は1頁目から13頁までとなっております。13頁には生命倫理専門調査会の名簿を添付してお

ります。15頁以降につきましては、参考資料として16年の「基本的考え方」、28年の「中間まとめ」などをとじてございます。

3月29日に報告書でまとめられるまでの途中経過を少し簡単に報告させていただきますと、59頁には昨年5月にまとめていただきました今後の検討方針があり、TFを設置し、研究に関わる規制の枠組み等の議論を進めてまいりました。

次に63頁を御覧ください。

12月20日のTFにおきまして、生殖補助医療研究を目的とした余剰胚へのゲノム編集技術等を用いる研究に係る指針の策定を目指すとする報告書がTFとしてまとめられております。

その後、2月にパブリックコメント等を経まして、本年3月9日の生命倫理専門調査会におきまして最初に申し上げました報告書が取りまとめられ、3月29日のCSTIで決定されております。

また、この報告書につきましては、今CSTIホームページで閲覧できるよう準備を進めております。

簡単ではございますが経過を報告させていただきました。

(福井会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして何か御質問なりございましたらお願いします。内容の検討ではなく、手続上のことになりますけれども。よろしいでしょうか

それでは、議事6に移りたいと思います。今後の検討課題についてでございます。事務局より説明をお願いします。

(加藤参事官) 資料4の今後の検討における主な論点(案)及び資料5の今後の検討予定(案)に基づきまして説明させていただきます。

資料4の主な論点(案)につきましては、TF及び生命倫理専門調査会の御議論を踏まえまして、事務局の方で論点として1. ヒト受精胚を用いた「難病等遺伝性疾患研究」及び「疾患(がん等)研究」について、2. 「研究用新規作成胚」等を用いた研究について、3. その他というふうに大きく分けさせていただきました。

更に、1. につきましては(1) ヒト受精胚を用いた病態解明を目的とし

た研究についてと、(2)としてヒト受精胚を用いた「治療法開発」を目的とした研究に分けて提示させていただきました。

また、2枚目を御覧いただけますでしょうか。2枚目の資料は、今第1次報告のまとめで今後の検討課題とされたこと、あるいは資料4の1枚目で説明したものを研究目的及び使用する胚の種類、余剰胚、新規胚等について表という形で模式的に検討課題の整理したものです。

次に、資料5につきましては、今後の検討予定(案)としまして、9月までの生命倫理専門調査会とTFをまず合同会議として月1回の頻度で開催することを事務局として提案させていただくものでございます。6月のヒアリングとしましては、難病等の疾患に対するヒト受精胚を用いた研究等に係る有識者として、本分野に造詣のある自然科学系の研究者から、7月のヒアリングにつきましては同じく人文社会系の有識者からヒアリングを提案させていただくものでございます。

先ほども申し上げましたが、9月までは合同会議を提案しております。資料5の最後の※にございますが、個別具体の検討課題が生じた場合、上記の検討状況などを踏まえつつ、必要に応じ、検討体制についてTFの柔軟な運用等により対応するというような形で今この資料として整理させていただくものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

(福井会長) ただいまの今後の検討における主な論点、資料4と、日程、資料5の説明に関しまして、何か御自由に御意見を頂ければと思いますが如何でしょうか。あまり内容のことについてはありませんので、議論を交わすと言われてもなかなか難しいと思うのですけれども、大体このような議題、議題の分類と日程につきましてはこのような提案どおりでよろしいでしょうか。

青野専門委員、どうぞ。

(青野専門委員) すみません、確認なんですけれども、この1次報告の中に「核置換」等の検討というのも出てきていたと思うんですけれども、それが今ここにはどういうふうに位置付けられているのかを確認させていただけますでしょうか。

(事務局) 事務局でございます。

「核置換」でございますが、「3 その他」のところに記載しています。「3 その他」のところで対象となる技術の中に、「ゲノム編集」とともに「核置換」と記載させていただいています。1の部分での整理と3の部分の整理の関係につきましては、1のところでは「病態解明」であるとか「治療法開発」といった研究の目的に基づいた分類であり、その他のところで方法論、技術的な面から分類し事項を整理させていただいております。

以上です。

(福井会長) 他には如何でしょうか。

(藤田専門委員) すみません、では質問を。

(福井会長) 藤田専門委員、どうぞ。

(藤田専門委員) 今後の検討予定についてなんですけれども、これお読みした限りでは、難病等の疾患に関する研究についてまず検討して、一度まとめて、その後のがんについてヒアリングを行って論点をまとめて、新規作成胚、それで核置換というふうに進んでいくという理解でよろしいのでしょうか。

(福井会長) 事務局からどうぞ。

(事務局) 事務局でございます。

説明が不十分で誤解を招いてしまったこと大変申し訳ありません。

難病等の等の検討にあたっては疾患（がん等）を含めて議論をお願いしたいと思っております。難病と疾患（がん等）とは1つのまとまりとして御議論いただいたらと思っておりますが。

(藤田専門委員) それでは、その疾患でまとめた議論を最初に行って、8月～9月と論点を取りまとめて、その後2.の新規作成胚について検討して論点を取りまとめて、その後その他の技術でしばったゲノム編集ですとか核置換ですとか、そういったことについて検討するという理解でよろしいでしょうか。

(福井会長) 事務局、どうぞ。

(事務局) 事務局でございます。

ちょっと誤解を与えてしまい大変申し訳ございません。

3つのものが多分お互いに相互に関係しあっていると考えておりますので、議論に当たってはその3つをあわせて御議論を進めて頂ければと考えております。というのも、難病にかかる研究の場合には、研究のためのヒト受精胚の新規作成について検討が必要と今までの検討においても御指摘をいただいておりますことから、当然その議論も必要かと思えます。また、治療を目的とする場合においては「核置換」技術というのは当然含まれてきますので、そういった事柄を包括的に議論していただければと思っております。

また、本資料は必要な検討項目を御提案いただくための呼び水的に例示で提示しておりますので、この中の議論の方向性というのは、専門委員、構成員の皆様から新たな項目含めて御提案いただければと事務局では考えております。可能な限り議論できればと思っております。

以上です。

(福井会長) よろしいですか。

他には如何でしょうか。伊藤構成員、どうぞ。

(伊藤TF構成員) たしかTFの方では専門家の議論だけではなくて、一般的な理解というか国民の理解なりあるいは考え方を知らるためにももう少し別なところでの論議と言いますか説明なりする、そういうような機会をつくるというような話だったと思うのですが、それはこの中には入るということでしょうか、この日程の中に。

(福井会長) 事務局、何かありますか。

(加藤参事官) 伊藤委員から今御指摘いただいたことにつきましては、まず今後の検討方針とか報告書にも入っておりますので考えていきたいと思っておりますけれども、まだ今資料4、5の中には具体的にいつやるとか、どうやるかというような形での文言は入っておりません。当然考えていかなければいけない主題だと思っております。

(福井会長) どうぞ。

(伊藤TF構成員) そうしますと、今後の検討予定の方の資料5の中には8月9月については論点の取りまとめとありますから、そこで取りまとめたものを説明するのでしょうか。様々な機会をつくって、より多くの国民の方々や当事者の方々から聞いたこと、意見や提案があったことを含めての取りま

とめではなくて、調査会やTFでの議論を取りまとめたものを説明する機会というだけのもになってしまう可能性があると思うのですけれども。そこあたりはどのようにお考えでしょうか。

(福井会長) どうぞ。

(事務局) 事務局でございます。

今後の検討予定でございますが、これは生命倫理専門調査会とTFで行う内容の予定を限定的にまとめさせていただいております。昨年度行いましたフォーラム等については、専門委員等の御意見を踏まえながら当然その中で企画・実施していくものと考えております。可能であればできるだけ意見を取り込んで状態でまとめをとっていくというふうなのが必要かと思っておりますが、まだ具体的な企画段階まで至っていない部分もございますので、今回は、会議の予定に限定した内容で御提示させていただいたところでございます。

(福井会長) この報告書にも、医療現場、国民、患者等を含めた幅広い観点から検討を行うということが文章としても書き込まれましたので、いろいろ議論があると思います。これについても配慮をお願いしたいと思います。

神里専門委員どうぞ。

(神里専門委員) たしか疾患研究の対象となり得る疾患について日本医学会の方に照会をしていると思うのですけれども、そちらの進捗状況というのはどのようになっているのでしょうか。

(福井会長) 事務局、どうぞ。

(事務局) 事務局でございます。

日本医学会の方では、委員会を設置していただいて検討を始めるということを伺っております。当然、検討の時々に御報告を頂ければということで、先日、門田会長の方にもお願いし、快諾いただいたところでございますので、この専門調査会の場で御報告いただくことになると事務局では考えております。

(福井会長) はい。他には如何でしょうか。

久慈専門委員、どうぞ。

(久慈専門委員) たくさん論題があって、これを全て議論していくのは結構大

変だろうなと思います。そういう中でのコメントをするのは申し訳ないような気がするんですけども、この議論は今現時点で起こっていることと、これから起こり得るだろうということを予測して議論しようとしています。ただ、これから先多分どんどんものすごい速さで研究が進んでいくでしょうし、それから多分今このときにもほかの国でいろいろな研究がやられているかもしれない。それについての枠組みというのも少し考えていかなければいけないのではないかなと思うのです。今回の主な論点というのはよくできていると思いますし、今までの議論を網羅しているのは間違いなことですけども、ただ、その議論を進めていく上でどこにポイントを置かなければいけないのかというその整理の仕方というのも少し考えていかなければいけないのではないかなと思うんです。

僕はこの生命倫理専門調査会に入って間もないので、今までの議論の方向というのが分かっていないところはあると思うんですが、ただ、逆に分かっていないので分かっていないなりにまとめたらどういうことになるかというようなのをちょっと考えてみました。

1つは、今問題になっているのは、遺伝子の改変とかそれから通常自然界ではないような遺伝子セットを持った胚をつくって、それを移植しているのかどうかということが1つの論題なんだと思います。それは多分クローンのときにも多分そういう議論が出てきたと思いますし、それから、多分難病研究とかそれからがん研究でも、これは結局遺伝子改変したものを戻すということでは同じことになりますよね。だから、そういう見方も1つ必要かなと思うんです。

なぜそんなことを言うかということ、戻すか戻さないかということが結局その研究を認めるか認めないかということにちょっと入ってきてしまうところがあって、戻すための研究だからこれは研究を認めてはいけないのではないかということになってしまうかもしれないと思うのです。

ですから、あくまで戻さない範囲の中で研究として認めるかどうかということきちんと分けて議論をする必要があるのではないかなと思います。

もう一つは、研究の範囲として今受精卵が問題になっていますけれども、でも多分これは近い将来受精卵ではなくて、ここにも書いてありますけれども、新たに受精させる、何かの形でですけども、受精させるという操作を行った受精卵、あるいはそういう操作を行うための研究というのが起こってくると思うのです。そうすると今までの胚の取扱いに関する基本的

考え方というのは、（あくまで非常に厳密な手続と、それから科学的必然性のもとですけれども）新たに受精させることを認めましょうと、ただ、それは認められた範囲の中で、かつ受精後14日までしか培養しない、移植はしないということで一応、合意を得ていると思うんです。これが未来永劫正しいかどうかは別にして、でもこれは1つのやり方だと思うんですね。そうすると、その中で新たにもう一つその「受精をさせない」というバリアをもう一つつくらなければいけないのかどうかということもちょっと考えなければいけないことではないかと思います。

というのは、その受精をさせなければ分からない研究というのが多分これからどんどん出てくると思うので、それをでは受精をさせるからいけないのか、受精をさせないんだったらいいのかという議論をしていると何か本質がちょっとぶれてきてしまうような気がするんですね。もしそれを議論するのであれば、それは別の議論になるのではないかと思うので。

ちょっとうまく伝わったかどうか分からないのですが、この議論を有意義に進めていくために、そういう見方もあるのではないかと考えて発言させていただきました。

（福井会長）ありがとうございます。かなり本質的なところもありがとうございます。技術的には可能だから、それが将来自然界に出ていった場合に何が起こるか分からない。だから技術自体の開発を止めようとするのか、あくまでも自然界には戻さないから技術は開発しようとするのか、久慈専門委員の御発言の一部分はそういうことだろうと思います。倫理的な側面からも、未来に与えるいろいろな影響という側面からも、どこかで判断をしなくてはならないとは思いますが、それでも。

如何でしょうか、この点につきまして。伊藤構成員どうぞ。

（伊藤TF構成員）直接科学的な議論になるのかどうか分かりませんが、似たようなと言いますか、そういう時代と科学というもののの中で様々な経験を今日本はしているのだと思うのですが。日本だけではなくて、今問題になっているのは例えば私たちが理解できる程度の話でいけば障害者に対する不妊手術、当時の優生保護法、後で母体保護法になったのでしようけれども、そういうようなものが出たときに、それは多くの科学者なり行政なりは当然というかある程度それを是認してというか、場合によっては積極的にそういう障害を持った人が不幸というわけではなくて、障害を持った子をつくらないためにはというようなことで多くの人を納得させて不妊

手術を強制的に行ったという歴史が実はあるわけで。それは、その当時は問題にならなかったし、私たち国民もあまり気がつかなかったのですけれども、実際後になってみたらとてつもなく大きな反省をしなければならないことだったというのは、これからも歴史的には起こり得ることだと思いのです。そういうためには先ほどからしつこいようですけれども、やはり多くの方にこういう問題はどうか考えるのだということも投げかけながら、たかが20年30年たってから大騒ぎになるようなことはないように議論をきちんとしていただきたい、という要望です。

科学技術というものはすごい速さで進むのでしょうけれども、しかし一方ではそれだけではやはりいけないものというものはあるし、後世それをどう見るかということについても可能な限り検討し、あるいは過去に起きたそういう事例を他山の石とするということで検証しつつ議論を進めていただきたいと思いますとお願ひしておきたいと思ひます。

(福井会長) この点につきまして。

今村専門委員、どうぞ。

(今村専門委員) 今の久慈専門委員と伊藤構成員のお話とも恐らく関係すると思うんですけれども、この専門調査会とTFというものを合同で開催する意味というのが恐らくそこなのだろうというふうに思ひます。TFの見解と、それから専門調査会の見解というのが異なるようなことというのはやはり避けなければいけないというふうに思ひます。非常に本質的な部分というものを別のところで議論して、その見解が不一致ということになると非常に困るということになります。そういったようなことで2つの会議というものが合同で開催されるということになろうかと思ひます。

この資料4の2.の2番目の矢印のところ、生殖補助医療研究における必要性・倫理的課題というのは、この9月以降の議論になるのか、あるいはこの中でも一緒にやるのかということをお聞きしたいのと。

それから、今も御発言がありましたように、これは我が国だけの問題としてどうも解決できる問題ではなくて、やはり国際的な視野に入れて、そして他の国はどうかということをお考えながらやはり議論していかねばならない問題だろうというふうに思ひます。

そういう意味ではヒアリングのときにそういったような問題に詳しい方、他の国の研究状況を周知して、熟知しておられるような方には是非ともその

お考えを聞いて、そして我が国においてはどうするのかという議論も是非
お願いをしたいというふうに思います。

以上です。

(福井会長) ありがとうございます。

他には如何でしょうか。

事務局、どうぞ。

(事務局) 今、今村委員の方から御質問がございました、2.の生殖補助医療研究における必要性・倫理性でございますが、この案件は同時に御議論いただければと事務局では思っております。前回の報告書の中で生殖補助医療に関してはヒト受精胚の新規作成に関する「ヒト受精胚の作成行う生殖補助医療に関する倫理指針」(以下。「ART指針」という。)が既に告示されているのですが、ゲノム編集については改めて検討を再度行うということになっておりますので、そこを踏まえつつ御検討いただければと思っております。

(福井会長) 藤田専門委員、どうぞ。

(藤田専門委員) 先ほどの海外の規制どういうふうになっているかという御発言は私も是非お聞きしたい、賛成だと思っております。そのときに整理の仕方としましては3つぐらいあるのかなというふうに考えておりました。1つはやはり胚を用いるときに研究目的による制限がどれだけされているのか、研究目的によってこの目的のためには使っていいけれども、この目的のためには駄目だというような制限がなされているのかどうかというのが1つ切り口ではないかというふうに思っています。

2点目は、同じく技術による制限があるのかどうか。こういった技術を用いるときには研究を許容するけれども、こういった技術では許容されないといったそういった制限がなされているのか。

3つ目は、やはりこういった種類の胚かということで制限、規制の区分けがされているのかということ、余剰胚なのかですとか、新規作成胚なのかですとか、あと幹細胞由来の人工的に作成した生殖細胞を用いた受精胚なのかどうか、このあたりでこういった規制がされているのかされていないのかということ各国の規制と、あるいはISSCR(国際幹細胞研究学会)のような国際的な学会でどのように規制をかけているのかということ

ろを是非お聞きして整理したいと思います。

(福井会長) ありがとうございます。

伊藤専門委員、どうぞ。

(伊藤TF構成員) 先ほど言い忘れたことです。この生殖補助医療というところ
と相通じるものがあるような気がするのです。先ほど言いましたように優生
保護法が母体保護法になったのですけれども、では生まれてくる子の人格、
人権という問題も必ずこの中では生じるわけです。そこで母体保護という
ことと生まれるということの人権についても同時に考えなければならない
と思います。それから、生殖医療というのは当然その母体保護法も同じで
すけれども、生まれてくる子はまだ何のアピールもできないという状態な
わけですから。けれども、生まれてきた、あるいはそういう状況になった
ときに必ずその人を当事者として、しかもそこきちんと人格、人権という
ものがあるのだということをとらえて考えるような研究なり方向性もあわ
せて検討していただければと思います。

(福井会長) ありがとうございます。

他には。町野構成員、どうぞ。

(町野TF構成員) まず一つ、日本学術会議の報告書を是非こちらでも参考にし
ていただきたいと思います。参考資料からはオミットされているようで
すけれども、学術会議は総合科学技術・イノベーション会議とともに、内閣
府に属し、学者の集団としてヒト受精胚のゲノム編集についての報告書
を出しておりますから、それは当然尊重されてしかるべきだと思います。

もう一つは、先ほどから議論になっている臨床応用との関係です。臨床
応用の方は考えないで、受精胚を使用した研究、ES細胞の樹立が中心だっ
たわけですが、これに受精胚ゲノム編集を認めるかというのがこれまでの
議論であったわけです。

そして、受精胚に操作を加え、胎内に戻して子どもを出生させるという
生殖補助医療研究が考えられていますが、それは現在考えないということ
で今まで一致して進んでいるところでございます。その辺はまず混乱がな
いようにということです。

では何のために基礎研究だけについて議論するかというと、最終的に臨
床を考えない基礎研究というのはあり得ないわけですから、基礎研究のと

ころでその科学的妥当性を確かめ、これを臨床応用して行うことが妥当で、可能であるかという議論はそこから先の問題として残っているわけです。臨床研究を完全に意識からも排除して議論することはできないのですが、現在のところは臨床研究にはいかないという前提でやらないと議論が混乱して大変なことになると思います。学会会議での議論においても、私の見るところではやはり混乱があったと思います。そのために「基礎研究でも臨床に近いものは駄目だ」みたいな議論が出てきたりしました。

「ヒト胚」についての総合科学技術会議の報告書の中でも、今のような基礎研究に限るということで議論してきたわけですから、この枠を取っ払った議論をするならもう一回生命倫理専門調査会の方で議論していただかないといけないと思います。

(福井会長) ありがとうございます。

阿久津専門委員、どうぞ。

(阿久津専門委員) 今の町野委員の意見とも同じなんですけれども、これまでこの委員会の中でも中間まとめもそうですし、日本学会会議での報告書もそうですし、TFでもそうだったと私は理解しておりますけれども、一貫してここで操作を加えた胚を戻すということはこれは認められないということになっております。

その上で、では何のため、例えば難病だったり何の治療法の開発ででは研究する意義があるのかどうかというのが別で、生殖補助医療研究に資するものであればいいでしょうといった一方で、疾患に関わるようなものであるとかそれに類する研究は行っていけないのかというところの議論は十分にされていないですし、いろいろな単純に研究者あるいは医療者側だけの議論ではもう到底ないですよというところが積み残しされてきたと理解しております。

もちろんそれは制度上のいろいろなことも関係し得るので、今後はそちらの観点も十分に議論していくというふうになっております。

ですので、大前提としてはここでは、一般の方々も誤解すると大変なことになるので、現時点では受精胚に対して何かしら操作をしたものは戻さないというのが私たちの意見なのかなというふうには思っております。

(福井会長) 小川専門委員、どうぞ。

(小川専門委員) すみません。ちょっと議論から外れた発言かもしれませんが、基礎研究だけのための基礎研究、すなわち臨床応用をほぼ考えない研究というのは僕はあると思うし、あっていいと思っております。そのためにヒトの受精卵を使うというのは確かに問題外と思いますが、もう少し将来的に考えれば生殖細胞をつくれるような時代が来るといふふうに想像されます。そうしたときに、それを臨床とは関係なく基礎研究のために使うということはどうでしょうか。「純粹に知りたい」ということも人間の1つの強い要求だと思えます。そのために使うということもあっていいのではないかと思いますので。町野構成員に反対するわけではないのですけれども、そういう考えはどうでしょうか。

(福井会長) 町野構成員、どうぞ。

(町野TF構成員) もちろん、私はそのような考え方を否定するものではありません。

私がおのことにこだわりましたのは、臨床を全然考えない、基礎的な研究だけをゲノム編集で認めるべきだという議論がありましたので、それは私は議論が倒錯しているのではないかとということをはかなり強い口調で申し上げた経験があるからです。ヒトの受精胚というのはヒトの生命ですから、それをただ知的な興味を追及するために用いることが許され、人類の福利のためにこれを用いることは許されないというのは倒錯した議論であると申し上げました。小川専門委員が述べられたことを私は否定するものではありません。

(福井会長) 他には如何でしょうか。

米村専門委員、どうぞ。

(米村専門委員) 今の議論の全体的な流れと関係していると思いますが、もう少し従来の生命倫理専門調査会の検討結果との関係で現在の課題をとらえ直したいと思えます。今日の資料3の中の参考資料1にも付けていただいている「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の見直しですが、このTFの基本的な検討事項になっていると私は認識しております。この「基本的考え方」の中にある程度の考え方が採用されておまして、特にそれが象徴的にあらわれているのは恐らく本資料の23頁あたりだろうと思えます。ヒト受精胚の取扱いの基本原則についてヒト受精胚の尊重の原則というものを立てて、基本的に胚の新規作成というものは一切認めないという考え方が採用されております。また、既存のヒト受精胚に関しても最大限の尊重を

すべきとされ、例外として受精胚を損なう取扱いが認められる場合がないわけではないけれどもかなり厳しい条件を課すということで、3点ほどその条件が記載されているという形になっております。

基本的には、この「基本的考え方」に書かれている内容それ自体について、今日的な目で見るとどのように評価するのかというところも問題にならざるを得ないのではないかとということをお願いの各委員の御意見を伺っていて感じた次第です。

1点、私から現時点で申し上げておきたいと思います。やはりこの「基本的考え方」は研究材料として使用するために新たにヒト受精胚を作成しないことを原則としています。もしこの原則を維持するのであれば、本日論点として上がっている2.の研究用新規作成胚を用いた研究というのはやはり許されないことになるだろうと思います。この原則を維持するのかどうかは、この2.の議論をする際には大変重要な論点になってくるだろうと思います。

私は、平成16年の「基本的考え方」ができた際の具体的な議論の中身を詳細に承知しているわけではございませんが、新規胚を作成しないという考え方については、少し後に、「人間の道具化・手段化の懸念をもたらさないよう適切な歯止めを設けることが必要である」と書かれておきまして、恐らくは研究目的のためだけに生命をつくり出すということはまさしく人間の道具化・手段化であるという理解が基礎にあってのことだろうと思います。

そういった研究目的での新規胚の作成が人間の手段化にあたるとしても、なおそれをそこから得られる科学的知見が人類にとって大きな意味を有するというようなことが言える段階になったのだということであるならば、もしかするとかろうじて新規作成胚をつくり出すことが認められるかもしれませんが、そのように言えるのかどうかというのはやはり検討すべき点であるように思います。私としては、平成16年の「基本的考え方」における人間の道具化を認めてはならないという趣旨を踏まえて、今後この生命倫理専門調査会及びTFの合同会議の場でも検討していただくべきではないのかというふうに思った次第です。

以上です。

(福井会長) ありがとうございます。

他には如何でしょうか。町野専門委員、どうぞ。

(町野TF構成員) また、すみません。先ほどから伊藤委員が提起されている問題は当然我々もこれから議論するときに考えなければいけないことだと思います。私は法律家でございますけれども、勉強し始めたときにやはり一番に目についたのは、らい予防法と優生保護法です。世の中にこんなひどい法律があるのかと思いました。らい予防法はそのまま実行されていることは認識していましたので、これは何とかしなければいけないと思っておりました。しかし優生保護法の方は人工妊娠中絶の方だけを考えていて、戦前のナチスドイツの影響を受けてつくられた国民優生法を引き継いだ部分については、その通りには実行されていないだろうと勝手に信じ込んでいたところがあります。

第2に、先ほど米村委員が言われたことです。研究目的でヒト受精胚を新規に作成することは「人間の生命の道具化」につながるから認められないということは、確かにその通りです。しかし、余剰胚の使用というものもそのようなものです。余剰胚もヒトの生命ですから、それを用いて研究にするとということもやはりそうです。ヒト胚研究は人間の生命を研究に用いるという禁忌に触れることです。どのようなときにこの禁忌が及ばないかという議論であったわけです。新規の胚の作成は生殖補助医療では既に行われるものです。ヒトの生命を誕生させる目的であるならば許されるけれども、その目的もなくヒトの生命をつくることは許されないということは、より強い禁忌です。

米国でのクローン胚をめぐる議論は、クローン胚をつくってそこからヒトの治療のためのES細胞を樹立し、ES細胞から神経細胞などを導出する研究が許されるかというものでした。クローン胚は受精胚ではないけれどもヒトの生命であることは同じです。出産させることを目的とせず研究のためにヒトの生命を誕生させることに対する禁忌はここにも及びます。米国の大統領委員会の報告書が、クローン胚研究を最終的に認めなかったのはこのためです。

しかし、日本ではかなりこの点についての感度が鈍かったように思います。英国がかなり最初からこれを認めておりましたために、これが普通と考えられたことがあったのではないかと思います。

そういうわけですので、先ほど米村専門委員が言われましたとおり、まず原点に立ち返って議論することが私は必要ではないかと思えます。

(福井会長) 基本原理をみんなで共有できれば同じ結論に至ると思いますが。

微妙な問題を抱えていますね。

他には如何でしょうか。久慈専門委員、どうぞ。

(久慈専門委員) ちょっと最初に誤った印象を与える発言をしてしまったのかもしれない。僕の発言の本意は、この会議はあくまで研究とか新たにつくった受精卵を「戻さない」という原則のもとで議論をしている会議だということです。ただその中で今後、先ほどちょっと小川専門委員がお話になっていましたけれども、研究の目的というのが、例えばがんの研究ではこの研究をして結果ができれば将来がんの患者さんがいなくなるから有意義であるのか、それともその研究を受精胚あるいは新たな胚を作成しておこなったことで今いるがんの患者さんの治療に役立つのかというのは、実際には先になってみないと多分分からないと思うんです。

だから、もう一つこの会議で気を付けなければいけないのは、確かにこのがんとか難病とか生殖医療というふうに分けることは一応概念的には可能かもしれませんが、実は境界領域がものすごくたくさんあって、それをどうするかということも考え合わせながら議論を進めなければいけないのではないかと思います。

(福井会長) はい。他には如何でしょうか。

よろしいでしょうか。小川専門委員、どうぞ。

(小川専門委員) すみません。この論点の中で研究用新規作成胚について2. がありますけれども、例えばES細胞からあるいはiPS細胞から生殖細胞をつくって、それらで受精卵をつくるという研究は現時点でまだ技術的に可能ではないんですが、そういう議論はここではしなくていいのでしょうか。私としては議論してほしいと実は思っているんですけれども、如何なんでしょうか。そういう予定はありますでしょうか。

(福井会長) 如何ですか、事務局の方からまず。

(加藤参事官) その件につきましては、ESあるいはiPS細胞から生殖細胞を作成し受精できるかというのは、現在、別の指針として関係省庁で整備しているということで、この委員会ではまずは議論の対象からは外してくださいというふうに事務局では申し上げてきた経緯がございます。

(小川専門委員) それであればもちろんいいのですが、ただ、考え方としては、

そういう技術が開発できたときにそのような人工的な受精卵を使うのならいいのか、それでも駄目なのかというのは倫理的な視点からも重要な論点になるのではないかと思ったので、むしろそういう観点で倫理的なあるいは社会的な視点での専門の方々の意見を聞きたいと思った次第です。

(事務局) 特段の、事務局としてはこちらの資料に記載させていただいた課題案は例示でございます。配偶子の検討についても今までの生命倫理専門調査会とTFでの議論においても検討することとしていることから、このようにまとめさせていただいております。その配偶子に対しての配偶子がES細胞、iPS細胞の分化誘導によって生じたものに対してその受精をさせたということになると、やはりそれを「胚」として扱うかというところも議論が必要と考えております。必要の可否については本会議において御検討いただき、検討が必要との御判断を頂ければと事務局では考えております。

(福井会長) はい。青野専門委員、どうぞ。

(青野専門委員) すみません、今のやり取りで思い出しましたが。その配偶子のゲノム編集をどうするかというのは毎回聞くたびに忘れてしまうのですけれども。これは今ここのその他のところに含まれているという整理と理解していいのでしょうか。

(事務局) すみません、2.の研究用新規作成胚の「等」に含まれるものと考えているところでございますが。主としてはやはりヒト胚の検討となりますのでこのような表現とさせて頂いております。また、これまでの検討経緯に基づきますと配偶子等の議論を行うのはこの部分ではないかと考えております。

(福井会長) 青野専門委員、どうぞ。

(青野専門委員) すみません、重ねて確認ですが。配偶子のゲノム編集をするけれども新規の受精はさせないという場合もあり得るわけですね。そういうものもここでみようとすれば、こうやってまとめてこの課題ごとというふうにするのであれば、その辺をちょっと整理しておいた方がいいかなと思って伺う次第です。

(事務局) そこも含めて検討が必要だという委員の皆さんの御考えということであれば、当然そこは議論していただかなければならないと思っております。

(青野専門委員) では、個人的にはそれは議論していただきたいなというふう

に思います。

(福井会長) はい、それはでは相談します。

町野構成員、どうぞ。

(町野TF構成員) 今の点ですが、これは事務局の方にも確認していただきたいのですが、現在は受精胚をつくって研究することは「受精胚指針」において認められているものに限られていると思います。これが、確認していただきたいことの一つです。

それから、幹細胞、ES細胞とかiPS細胞を用いて精子、卵子をつくる研究を認める「指針」があります。しかし、それは受精させることを禁止しております。このことが二つ目の確認していただきたいことです。この認識に誤りがないということであると、我々としてはこのような現状をどのように考えるかということだろうと思います。

今の2点について私の認識に誤りがないか厚生労働省と文部科学省としては、このような認識で大丈夫ですか。

(福井会長) 事務局で確認をお願いします。

(事務局) 事務局でございます。

資料の中にも入れてありますが、文部科学省の所管する指針として「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」というものがございまして、配偶子に対してその指針、iPS細胞などで精子、卵子を分化誘導したというものに対しては受精をさせないという内容になっています。

後もう一点につきましては、新規作成胚、新規に研究に作成するというものについては、ART指針が既に策定されているというのが現状でございます。前者の方は受精はさせないということ、後者のART指針については胎内への移植はしてはいけないとの内容となっております。

(福井会長) よろしいでしょうか。

私の個人的な意見ですけれども、これこれの行為はしてはならないという結論を出す場合、米村専門委員が先ほど御発言されたような倫理原則のこれこれに相当するから禁止するとか、倫理の基本となる考え方の説明が入ると理解しやすいのではないかと思いますし。できましたらどこかの時

点でヒト受精胚の取扱いに係る倫理的な基本原則を再確認した上で議論に入った方がいいのではないかと個人的には思っています。

他には如何でしょうか。もしなければ、議事7に移りたいと思います。

米村専門委員、どうぞ。

(米村専門委員) すみません。先ほど青野専門委員から御提案のあった配偶子のゲノム編集に関する検討について、私も是非取り上げていただきたいと思っております。そのうえで、ゲノム編集を行った配偶子を受精させてよいかどうかというのは、研究用新規胚の作成とはまた別の問題だろうと思われ、それをこの2.の中で両方扱うという位置付けにするのがよいかどうかは個人的には疑問を感じるところがございますので、次回以降の論点整理においてはそこは別出しにさせていただけると大変有り難いというふうに思っております。

以上です。

(福井会長) 森崎専門委員、どうぞ。

(森崎専門委員) 配偶子のゲノム編集の件ですけれども、今現在は全て禁止されていますし、それを用いた受精あるいは受精胚の作成も禁止されていますが、禁止になった理由として技術的な問題が1つ、それから倫理的問題、つまり「そもそもそういうこと自体をやっていいのかどうか」というもう一つの問題があると思います。そして、これらはやはり別々に考えていかなくてはいけないのではないかと思います。

技術的問題からいくと、おそらくそうした技術というのは、今後、安全性という面での担保がなされて時代になってくると思いますし、そうなってくると今の禁止理由も恐らく再考せざるを得ないことになるかと思いません。また、配偶子だけではなくて、始原生殖細胞とかもう少し前の段階の生殖系列細胞も対象にしなくてはならなくなってくると思います。できれば、「今現在禁止されているから論議理の対象から外す」のではなくて、むしろ将来の可能性も考えた上で、今後の論議を進めていただきたいと思いません。

(福井会長) ありがとうございます。

他には如何でしょうか。町野構成員、どうぞ。

(町野TF構成員) 配偶子の問題は前から少し悩ましいところがあります。受精

胚は「ヒトの生命の萌芽」であるから尊重されなければいけないとされているのなら、配偶子だって「ヒトの生命の萌芽」ではないかという議論は当然出てくる。それをどんどん詰めて行くと、体細胞からクローン人間もできるんだから、体細胞も「ヒトの生命の萌芽」だということにもなる。要するに「ヒトの生命の萌芽」という表現は法律の中にもありますけれども、かなり曖昧で、ぼかした表現なのです。我々は「ヒト胚の研究」はどのような意味で許されないことであって、どのような場合に許されるのかという議論をしなければならぬのであって、今の配偶子の問題とは違う問題であることをはっきりさせるためにも、配偶子の問題は議論した方がいいのではないかと思います。

「ヒト受精胚の取扱いに係る倫理的な基本原則」を議論するのはかなり大変だと思います。「ヒト胚の取扱い」の報告書をまとめた生命倫理専門調査会も何年か続きました。しかもそれでも議論が十分でないという「反対意見」が最後までありました。これをもう一回繰り返されるということではもう、いや、私がやるのではないとは思いますが、かなり大変で、かなり覚悟を決めて組織化された議論をしていただきたいと思います。これは余計なことですが。

(福井会長) 如何でしょうか。他にはございませんでしょうか。

覚悟についてはまた相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、本日はその他の議事7に移りたいと思ひます。

事務局から説明をお願いします。

(加藤参事官) 資料6について説明させていただきます。

本件につきましては、昨年開催されました第2回のTFにおきまして構成員からの御意見に基づきましたこと、その後の第105回の生命倫理専門調査会を踏まえまして、本年2月に日本産科婦人科学会に対して生命倫理専門調査会運営規則第9条の2項、当時は12条の2項に基づき照会したものでございます。照会文書が資料6の1枚目の紙となっております。

照会に対しまして、2枚目の紙でございまして、本年2月に日本産科婦人科学会から回答が提出されております。本日は産科婦人科学会として本件に関係してございました石原構成員、苛原参考人が御欠席ですので、説明は事務局からさせていただきます。資料につきまして御質問等

がございましたら、事務局を通して学会の方に照会をさせていただきたいというふうに考えております。

事務局の説明は以上です。

(福井会長) この回答の詳細な内容についてはよろしいですか、事務局から補足の説明はよろしいですか。

(事務局) 事務局でございます。補足させていただきます。

資料6の内容について御説明させていただきます。

まず、資料6の2枚目の裏側（最後の頁）で別紙と書いてあるものがございます。こちらの資料でございますが、まず（1）の総数というのが日産婦学会の方の「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解」に基づき登録されたということで、会告に基づいて日産婦会に登録された資料でございます。こちら表の総件数というのがこの会告に基づいて登録された16年以降、基本的考えが発表された以降での件数が74件が登録されています。

（2）をご覧ください。総件数の一つ下の行でございますが、受精卵の胚の研究というのは幾つそのうちであったのかという研究が30件ございました。そのうち、一つ下の行の（3）のところにございますが、ヒト受精胚研究というのはこれはヒトES細胞の樹立に関する指針の7条第1項に余剰胚の規定がございます。こちらの余剰胚の規定に適用する胚は幾つあったのかということで問い合わせたのが（3）でございますして、（2）と同様に30件ということでございますので、今までの研究は全て余剰胚で行われてきたということになります。

研究目的につきましては、（4）の行でございますが、（3）のうちのES細胞の樹立を除く研究は幾つあるかという質問にしております、その結果が28件でございます。そのES細胞樹立を除く研究の28件中基礎研究は幾つかということをお問い合わせして28件ということで、余剰胚のES細胞の樹立を除いた研究については全て基礎研究が行われていたとの御報告を頂いております。

あと2点目でございますが、1枚お戻りいただいて、回答の1枚目でございます。記の下に回答とありまして、「2.」のところがございます。こちらの方については質問が、基本的考え方が発表された以降に対する会告の考え方、受精卵に対する考え方はどのようなものかというふうに聞かせて

いただいております。

これに対して日本産婦人科学会は、1985年にヒト精子・卵子・受精胚を取り扱う研究に関する見解を会告として示し、精子・卵子・受精卵は生殖医学発展のために基礎的研究並びに不妊症の診断治療の進歩に貢献する目的のための研究に限って取り扱うことができるとして、研究の適用範囲を明確化すると共に、研究について登録報告を義務づけてきました。そして、各種省庁の指針の整備と改正に対応するために、必要に応じて適宜見解を改定を行ってきました。

日産婦学会倫理委員会での登録の審査過程では、国の指針等に則って適切に研究が計画されていることが最重要と考えており、その後も研究の進捗状況等について年次報告の義務を課し、研究が適切に遂行されているかを確認することを重要な役目と考えていますという回答が現在出されたというところでございます。

以上でございます。

(福井会長) ありがとうございます。

この点につきまして何か御意見がございましたら、会議終了後1週間後までに事務局にお伝えいただければということなんですけれども。

町野構成員、どうぞ。

(町野TF構成員) この別表にあります研究のうち、別表と言いますか裏にある研究の目的(5)(4)のうち基礎研究というものです、これ内容はどのようなものですか。

(事務局) 詳細については数字だけ今回伺っておりますので、内容は把握できていないところです。

(町野TF構成員) 私が何回も申し上げていることですが、私の理解はかなりこれと違っております。産科婦人科学会の考え方とも違っております。ES指針がつくられ、そして更にその考え方を前提とした「ヒト胚の取扱い」に関する報告書がつくられたときは、ヒト受精胚の研究というのはES細胞樹立についてだけに限って認めるといったものだったと理解していました。しかし、実際には研究者の方たちの理解はそうではなかったということです。ES指針ではない国の指針に基づいて余剰胚研究が行われるということですから、この「指針」は当時だったら臨床研究の倫理指針、現在だったら

ヒト対象研究倫理指針ということになると思います。もしヒト対象の研究倫理指針でヒト受精胚の研究ができるということであるならば、我々が議論しているヒト受精胚のゲノム編集の問題もこれでできてしまうということになります。私はこれはあり得ない話だと思いますが。産科婦人科学会の方々とともに議論したことはありますけれども、やはり認識の差があるように思います。

(福井会長) どうぞ、伊藤構成員。

(伊藤TF構成員) これは分からないのでお聞きしたいのですが。特に一般国民はこれは分からないと思うのですけれども、この研究というものの範囲というのはいくつまでが研究なのか、どこまでどのような研究をしてこの研究ということになるのか。特にこの分野ではいろいろと先鞭を切って活動しておられる分野の方々だと思うのですが、研究とくれば何でも研究なのかというのがよく分からないので。これはお聞き仕方が悪かったのか、こういう具合にしか聞けなかったのかということも事務局の方に聞いてみたいのですが。

(福井会長) 町野構成員が御発言されたことを含めて、更にどういう内容の研究なのかということをお聞き直す必要がございますか。

青野専門委員、どうぞ。

(青野専門委員) 今のお二方のお話を踏まえて、やはり内容が分からないと実態が分からないし、やはり今後の議論にとっても実態が分かった方が当然いいので、その中身について日産婦にもう一回照会をしていただくのがいいのではないかと思います。その上でそれを公表していただくと。

その際には、すみません、これは登録された研究件数というふうになっているのですけれども、実際に先ほど2.にありましたように、研究の進捗状況等について年次報告の義務を課し、研究が適切に遂行されているかを確認するとありますので、実施状況がどういうふうになっているのかということもあわせて御報告いただければと思うんですけれども、如何でしょうか。

(福井会長) その方向でよろしいですか。具体的にどの項目、どういう項目について教えてほしいということをおあらかじめ明確にしておいた方がいいと思いますので相談したいと思いますが、如何ですか。

(事務局) 今回は、日程の関係で日産婦会の関係する構成員等の方々の都合が

つかず御出席いただけませんでした。今回は、回答を御提示させていただき、今のように専門委員、構成員の皆様から御質問を頂いた上で、次回か次々回の日産婦会の関係する構成員等が御出席いただけるときに御回答いただこうと考えております。

つきましては、追加で御質問する内容を具体的に御提示いただければ、こちらから日産婦会の方に改めて御照会いただいた上で御回答いただけるように調整する予定です。

(福井会長) はい、それでは、そのように準備をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それ以外にはよろしいでしょうか。

どうぞ、神里専門委員。

(神里専門委員) 今の点に関してなんですけれども、これ研究の登録件数ですので、実際にどのぐらいの受精卵、余剰胚が使われているのかということ。恐らくその登録するときの様式にはそこまでの予定数あるいは報告書にも書いていないのかもしれないんですけれども、全部じゃなくても、最近の5年間ぐらいであれば件数としてそれほど多くないので、日産婦を通じてその研究機関に問い合わせただくなどできないでしょうか。その点に関しても少し御相談を先方にしていただければと思います。

以上です。

(事務局) 了解いたしました。

(福井会長) はい。ありがとうございます。

他には如何でしょうか。

よろしいですか。

最後のその他の議題につきましては、会議終了後1週間後までに更にお願したいことがございましたら事務局まで連絡いただければと思います。

それでは、事務局から連絡事項等がございましたら申し上げます。

(加藤参事官) 事務局から次回の開催日でございます。先ほどの資料5でも説明させていただいたとおり、半年間は合同という形で進めさせていただきたいと存じます。次回は6月25日、月曜日の16時～18時に開催を予定して

おります。会場につきましては追って連絡させていただきます。出席のほどをお願いします。これが次回の開催日の日時の御案内です。

あと事務的には、本日の資料につきましては、パイプ式ファイルについては机上に残しておいていただければと存じます。

また、本日の議事録につきましても、御確認いただいたものを暫定版として掲載し、次回の会議で御了解を頂いた上で正式版として公開させていただきたいと存じます。

以上でございます。

(福井会長) ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会したいと思います。

長時間の御議論ありがとうございました。